

一般社団法人 日本ホテル協会
一般社団法人 全日本ホテル連盟
一般社団法人 日本旅館協会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

コンプライアンスへの取組について

一般社団法人日本ホテル協会、一般社団法人全日本ホテル連盟、一般社団法人日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）では、昨年来のGoTo トラベル給付金の不正受給事案に鑑み、宿泊業界として改めてコンプライアンスについて徹底すべく、昨年12月28日に観光庁より発出された注意喚起文書に基づき、下記内容を観光庁に報告するとともに、今後、取組を実施いたします。加盟宿泊事業者に対し、関連制度や教育研修を通して、意識と行動の改革に向けて継続した支援を行ってまいります。

記

1. 「宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」の活用（別紙参照）

コンプライアンスに関わる「行動規範及び宣誓書」の基本形を記した「宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」を作成し、各宿泊団体が各々のホームページに掲載するとともに加盟宿泊事業者に実施を促します。

2. 「国土交通省公益通報制度」等の加盟宿泊事業者への周知要請

自社内に内部通報窓口を有するか否かに関わらず、不正案件の早期発見・対応を目的に「国土交通省公益通報相談窓口」、「厚生労働省公益通報相談窓口」を加盟宿泊事業者の社員へ周知するよう要請します。

3. 「経営者向けコンプライアンス研修」の実施（今後、概ね年1回程度）

今般の事案はいずれも、経営者自身の認識不足から発生していると考えられます。経営者向けの研修会を開催することで、コンプライアンス経営の重要性の理解促進を図ります。開催時期はできる限り早期とし、実施後は会員向けホームページに上記研修資料を掲載します。

4. その他

GoTo トラベル給付金の不正受給事案については、会員に周知するとともに、万が一不適切事案が見つかった場合は報告するよう要請済みですが、従業員のコンプライアンスの更なる向上方策について検討してまいります。

<報道関係者様からのお問い合わせ先>

日本ホテル協会：03-3279-2706、全日本ホテル連盟：03-3527-1539

日本旅館協会：03-5215-7337、全旅連：03-3263-4428

(別紙)

＜宿泊業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引きの概要＞

1. 手引きの目的

自社のコンプライアンス体制の整備が不十分な会員に対して、コンプライアンスの重要性を再認識いただくとともに、行動規範や宣誓書などの基本形を示して、実効性のあるコンプライアンス体制の構築を促すための手引きとして作成しました。

2. 本手引きの概要

(1) コンプライアンスの重要性

企業としての社会的責任（コンプライアンス）を果たすためには、宿泊業界で働く役員・従業員が高いコンプライアンス意識を持つこと、とりわけ経営陣がコンプライアンス違反を許さないという強い意思を社内外に示すことが重要です。また、コンプライアンス体制の構築に向けてその手段として内部統制システムの構築義務を負っているのは取締役・経営者であることを再認識していただきます。

(2) 行動規範（コンプライアンス・コード）の再確認・構築

行動規範（例）と宣誓書（例）を記述しました。この例をそのまま会員各社のものとして制定したり、これらにアレンジを加えて作成することもできることとします。

(3) 相談窓口の設置

自社における相談窓口を設置して社内で周知することを促しています。併せて国土交通省公益通報窓口等についても記述しました。

(4) 公益通報者保護法について

公益通報者保護法により、通報したことを理由に通報者に対して解雇等の不利益な取り扱いが禁止されていることを記述しました。

3. 本手引きの改訂

本年6月1日に改正公益通報者保護法が施行予定であり、本手引きは【暫定版】とし、改正法の施行後には改訂をする予定です。

以 上